

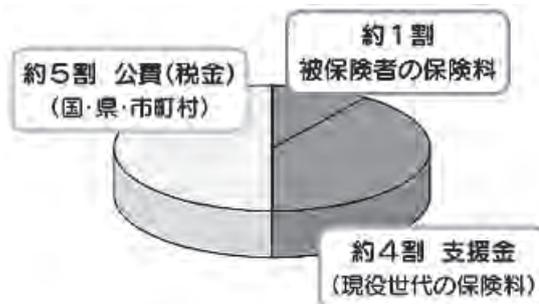
# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

## Vol.5 保険料の納め忘れはありませんか

後期高齢者医療制度は、高齢者の方が将来にわたって安心して医療を受けられるための制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、後期高齢者医療制度を運営するための大切な財源となります。

これからも健全な医療保険制度を維持していくためにも、保険料は忘れずに納めましょう。



▲医療機関での窓口負担を除いた医療費について、上の図の割合で負担します。

### 保険料の納め忘れはありませんか

保険料は、被保険者の医療費などに充てられる貴重な財源です。

保険料の納付には、便利で確実な口座振替をお勧めしていますが、口座振替の手続きを行っていても、実際に口座振替が開始になるまでに1～2か月かかり、その間の保険料が納め忘れになることがありますので、ご注意ください。

なお、火災などの災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、お早めに住民福祉課の窓口にご相談ください。

### 保険料の納付に口座振替をご利用ください

保険料を納付書で納めている方 (普通徴収)	保険料を年金から納めている方 (特別徴収)
納付書で納めている方は、口座振替にすると保険料の納め忘れの心配や、納期のたびに金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。 口座振替への手続きは、住民福祉課にお問い合わせください。	年金から納めている方でも、手続きにより年金からの納付を中止し、口座振替による納付に変更することもできます。 口座振替への手続きは、住民福祉課にお問い合わせください。
【口座振替への手続きに必要なもの】 ●振替口座の預金通帳 ●通帳のお届け印 ●保険証	

※ご家族の口座からの納付に変更した場合、所得税や住民税の社会保険料控除は、実際に保険料を負担した方に適用されます。税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。